

就学援助を申請される保護者の方へ

就学援助制度は、経済的な事情により就学困難な児童生徒の保護者について、義務教育を受けるための経費の援助を行い、小・中学校における義務教育の円滑な実施を図るものです。就学援助を受けることのできる方は、田村市に住所を有し市内の公立小中学校に通学する児童生徒の保護者で、生活保護法に規定する保護を受けている方、またはそれに準ずる程度に生活が困窮していると認められる方に限ります。

1 申請書の記入について

- (1) 住所は詳しく記入してください。
- (2) 申請する児童生徒の学年は、平成 年度における学年を記入してください。
- (3) 年齢は平成 年1月1日現在で記入してください。"
- (4) 申請理由欄には、具体的に詳しく記入してください。

2 申請書の提出について

- (1) 提出先 ----- 通学している学校に提出してください。

3 認定について

世帯全員の所得額及び申請時の世帯状況等により審査を行います。

4 就学援助費の支給について

- (1) 認定された方は、認定月から当該年度中において就学援助費支給の対象となります。
- (2) 支給費目は次のとおりです。

・生活保護法に規定する保護を受けている方	-----	修学旅行費 日本・スポーツ振興センター共済掛金
・生活保護法に規定する保護を受けている方に準ずる方	-----	学用品費、通学用品費、校外活動費(宿泊を伴わないもの) 校外活動費(宿泊を伴うもの) 修学旅行費 新入学児童生徒学用品費等 体育実技用具費 学校給食費 医療費(学校保健法の対象になるもの) 例：う歯(虫歯)、中耳炎、慢性副鼻腔炎など 日本・スポーツ振興センター共済掛金

- (3) 受給方法について(医療費を除く)

現金受領を希望する場合は、学校長に就学援助費の受領を委任することになります。(Aを選択)

保護者の口座へ振込を希望する場合は、教育委員会より就学援助費を指定口座に振込みます。(Bを選択)

5 その他

- (1) 住所、世帯状況が変わった場合は、必ず学校までご連絡下さい。
- (2) 経済状況の好転等により就学援助の必要なくなった場合は、学校長に申し出てください。
- (3) 就学援助費の振込日及び支給内容については、そのつど学校長を通じ連絡します。